



2020年7月17日

各 位

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
株式会社 パソナグループ
代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之
コード 2168 東証第一部
問合せ先 専務執行役員 CFO 仲瀬 裕子
(TEL. 03-6734-0200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2020年8月20日開催予定の当社第13期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 労働者派遣法の改正により、「一般労働者派遣事業」と「特定労働者派遣事業」の区分けがなくなり、名称が「労働者派遣事業」に統一されていることから、定款第2条（目的）を一部変更するものであります。
 - (2) 業務執行を行わない取締役との間で締結する責任限定契約における賠償責任の限度額を法令が規定する額とすることで、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第25条第2項を一部変更するものであります。
- なお、定款第25条第2項の変更に关しましては、各監査等委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) (1) <u>一般および特定労働者派遣事業</u> (2)～ (18) (条文省略)	(目的) 第2条 (現行通り) (1) 労働者派遣事業 (2)～ (18) (現行通り)
(取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>480万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第25条 (現行通り) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以上